

# 住宅用火災警報器設置が義務付けに

少しづつ春めいてきましたね。4月は予定が詰まっています。方も多いでしょう。体調に気を付けながらお過ごしください。

さて、今年の冬は火災が多く発生しました。尊い命がたくさん犠牲になりました。あらためて火災の恐ろしさを見せ付けられた思いです。

死亡原因の多くは逃げ遅れによるもので、約7割だと言われています。また住宅火災による死者数の半数以上を占めるのが、65歳以上の高齢者です。大量の煙を吸うことで、一酸化炭素中毒を起して死に至ります。このように事態を受けて、三重県でも



## いとねん通信

TEL 0120-975-731  
 〒511-0836  
 桑名市江場5丁目508-2  
 URL: http://www.itonen.jp  
 桑名市指定給水装置工事事業者  
 桑名市・東員町・下水道排水設備特定工事店



消防法および市町村の条例により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」等の設置が義務付けられます。新築住宅では平成18年6月1日から設置が必要となり、既存住宅では平成20年6月1日には設置されていなければならない。

また、住宅用火災警報器の基本的な取り付け場所については、少くとも寝室と、寝室が2階以上の場合は階段にも設置が必要とされています（設置義務）。

設置推奨の場所としては、台所が望ましいとされています。

● 取り付け方 ● 「住宅用火災警報器」は、天井や壁に取り付けることができます。天井の取り付けは、梁のない場合には壁から60センチ以上離れた箇所に取り付けます。梁がある場合は、梁から60センチ以上離れた箇所に取り付けます。エアコンがある場合はエアコンから1.5



メートル以上離して取り付けます。壁への取り付けは、住宅用火災警報器の感知部分から天井まで15センチ以内となります。ご注意ください。

また、販売業者は「点検も義務付けられている」と事実を偽って販売したり、消防職員の服装で販売する等々。消防置が、住宅用火災警報器を販売することはないことをご承知下さい。万が一被害にあつた時の連絡先を掲載しておけるので、参考にして下さい。弊社でも条例に失がけ住宅用火災警報器の取扱を致してあります。ご相談ください。

### 契約トラブルに関するお問い合わせ

住宅火災警報機は、クーリングオフの対象となっております。詳細については「三重県県民生活センター」へお問い合わせください。

TEL: 059-228-2212

URL: <http://www.pref.mie.jp/SHOUHI/HP/>

受付時間：土日祝日を除く9時～16時

### 当店はこんな資格を持っています

- 2級建築士
- 1級管工事施工管理技士
- 1級土木施工管理技士
- 下水道排水設備工事責任技術者
- 給水装置工事主任技術者
- ガス機器設置スペシャリスト
- 第二種電気工事士
- 福祉住環境コーディネーター2級
- 耐震診断士

## お知らせ



伊藤燃設は燃料販売の他に、増改築から水周り（キッチン・トイレ・お風呂）の販売・取付け工事、水道工事（排水・給水）まで幅広く行っています。「大きなお風呂に替えたいわ」「トイレの調子が悪くて」等々、気になっていいることはありませんか？どんな小さなことからもご相談下さい。